

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の請求・受付について

峡東保健福祉事務所管内（山梨・笛吹・甲州市）に在住している助成対象者の受付を、次のとおり行います。

1 助成対象者

障害の程度が次のいずれかに該当する方で、令和3年度分の自動車税若しくは軽自動車税（2輪を除く）の減免を受けている方（軽自動車の場合にあっては令和4年度から減免を受けることができる方を含む）又は、家族運転者として申請をしている方。

- ① 身体障害者手帳の総合等級 1級又は2級
- ② 療育手帳の障害の程度 Aの（1、2、3）
- ③ 戦傷病者手帳の障害程度 特別項症、第1項症又は第2項症

※減免の対象となる車が、県外ナンバーの場合は助成対象外です。

2 助成対象の期間・燃料

令和3年1月1日から令和3年12月31日までに、自動車税又は軽自動車税の減免を受けた車で消費するため購入した燃料。ただし、期間の途中で新たに税の減免の対象となった場合には、当該対象となった日の属する月の翌月分からが対象期間です。

助成対象数量は、「【助成対象期間（月数）】×【50リットル】で計算した数量」と「実際の購入量」とのうち、いずれか少ない数量

助成額は1リットルあたり：ガソリンは40円、軽油は18円

※車の乗り換え等を行った場合には、助成対象期間に中断が生じることがあります。

3 受付期間

○令和4年1月5日（水）から令和4年2月4日（金）まで（土・日祝日を除く）

○郵送の場合、令和3年12月13日（月）から令和4年2月4日（金）までの消印のあるものに限り受付ます。

※受付期間内に手続きをしない場合、助成金の支払いはできませんので十分ご注意ください。

4 受付会場

山梨県東山梨合同庁舎（101会議室）

5 会場における受付日

令和4年1月6日（木）、7日（金）、11日（火）、13日（木）、14日（金）
17日（月）、18日（火）、25日（火）

令和4年2月2日（水）

※受付時間は、いずれの会場も午前9時30分から正午及び午後1時から3時30分まで。

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受付会場においては入場制限を行いますので、お待たせする時間が長くなることが予想されます。来場の際は必ずマスクの着用、手指消毒をお願いします。また、会場受付において検温及び体調チェックをさせていただきます。今年度は、全ての会場受付を山梨県東山梨合同庁舎で行います。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

※2 新型コロナウイルス感染等健康面に不安のある方等につきましては、郵送での申請をお願いいたします。

6 峡東保健福祉事務所窓口での受付

都合で会場受付に来ることができない場合は、峡東保健福祉事務所福祉課で受付できますが、担当不在の場合その場で受付できないことがありますので、ご承知願います。

令和4年1月5日（水）から令和4年2月4日（金）まで（土日祝日を除く）

※受付時間は、午前8時30分から正午及び午後1時から5時15分まで

裏面に続く

7 持ち物 (受付会場及び保健福祉事務所窓口で受付の場合、次の書類を持参)

- ① 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書
- ② 支払証明書、または、購入量計算書 (助成対象者の氏名が明記された領収書を添付)
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか(「減免申請済」と押印があるもの。)
- ④ 印鑑、車検証、請求者名義の預金通帳

(車の乗り換えを行った場合には、新しい車についても減免手続きが必要となります。また、前車の所有期間を確認できる書類(売買契約書や廃車証明書等)を併せてご提出ください。)

8 郵送による提出の注意点

上記7の①及び②の書類とともに手帳(総合等級の記載があるページ及び減免申請の押印があるページ)、車検証、預金通帳(表と見開き部分)のコピーを必ず添付して下さい。なお、郵便料金が不足している場合受領出来ません。また、申請書類の不備がある場合も、受付することができませんので、ご承知願います。

9 申請書類の配布等

請求書及び添付書類等は山梨市・笛吹市・甲州市の障害福祉担当課窓口、または、峡東保健福祉事務所・福祉課窓口にあります。関係書類を受け取り、必要事項を記入して提出して下さい。(峡東保健福祉事務所のホームページからダウンロードすることもできます。)

10 問い合わせ先・郵送先

山梨県峡東保健福祉事務所 福祉課

住 所 〒405-0003 山梨市下井尻1 2 6 - 1 (東山梨合同庁舎内)

電 話 0 5 5 3 - 2 0 - 2 7 5 0 FAX 0 5 5 3 - 2 0 - 2 7 5 4